

広島県告示第 476 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 19 年 4 月 23 日

中田港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 19 年 3 月 30 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

(2) 代表者の氏名

知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

(第 2 工区)

江田島市能美町中町字黒管 5003 番 51 から同 5000 番 1 に接する道を経て同 5000 番
22 に接する道に至る間の地先

(2) 区域

(第 2 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と⑭の地点とを結んだ線により囲まれた区
域。

⑨の地点 江田島市能美町大字麓 410-2 番地の国土地理院一等三角点「能美島」
(北緯 34 度 12 分 58 秒 2068, 東経 132 度 25 分 03 秒 5365, 標高
542.00m)

から 69 度 23 分 29 秒 2,406.78m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 305 度 17 分 16 秒 29.99m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 0 度 17 分 05 秒 54.93m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 90 度 14 分 52 秒 5.08m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から 0 度 12 分 53 秒 15.21m の地点

⑭の地点 ⑬の地点から 269 度 54 分 23 秒 14.70m の地点

⑮の地点 ⑭の地点から 262 度 14 分 36 秒 6.29m の地点

⑯の地点 ⑮の地点から 253 度 19 分 17 秒 6.08m の地点

⑰の地点 ⑯の地点から 246 度 15 分 29 秒 16.25m の地点

⑱の地点 ⑰の地点から 220 度 59 分 51 秒 4.69m の地点

⑱の地点	⑱の地点から	220 度 08 分 15 秒	3.02mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	220 度 24 分 21 秒	15.66mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	130 度 24 分 41 秒	4.38mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	220 度 55 分 35 秒	15.51mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	125 度 11 分 35 秒	8.19mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	220 度 31 分 02 秒	2.07mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	125 度 11 分 54 秒	18.98mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	41 度 56 分 51 秒	1.50mの地点
㉗の地点	㉖の地点から	125 度 01 分 57 秒	5.68mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	204 度 51 分 07 秒	1.51mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	125 度 01 分 52 秒	20.77mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	34 度 47 分 59 秒	1.48mの地点
㉛の地点	㉚の地点から	124 度 33 分 05 秒	4.05mの地点
㉜の地点	㉛の地点から	215 度 11 分 51 秒	1.50mの地点
㉝の地点	㉜の地点から	124 度 59 分 59 秒	28.75mの地点
㉞の地点	㉝の地点から	44 度 21 分 29 秒	1.51mの地点
㉟の地点	㉞の地点から	126 度 42 分 13 秒	1.23mの地点
㊱の地点	㉟の地点から	52 度 31 分 27 秒	4.44mの地点
㊲の地点	㊱の地点から	125 度 40 分 55 秒	0.64mの地点
㊳の地点	㊲の地点から	219 度 36 分 17 秒	0.76mの地点
㊴の地点	㊳の地点から	127 度 01 分 19 秒	2.56mの地点
㊵の地点	㊴の地点から	155 度 27 分 51 秒	1.18mの地点
㊶の地点	㊵の地点から	38 度 36 分 15 秒	1.28mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	69 度 54 分 41 秒	0.60mの地点

(3) 面積

(第2工区)

3,455.32 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成11年3月18日 広島県告示第290号

(平成11年3月10日付け指令港第117号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

江田島市